

申込書を提出したものとみなす。

- 3 当社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。
- 4 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

(寄託価額)

第十一条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みに際して明示された受寄物の価額を当社が不相当と認めるときは、当社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

(寄託契約の成立と貨物の引渡し)

第十二条 当社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、当社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。
- 3 当社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。
- 4 前項の場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

(寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除)

第十三条 当社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。

- 一 第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
 - 二 前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。
 - 三 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
 - 四 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。
- 2 寄託者が当社に貨物を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
 - 3 当社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
 - 4 当社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

(受寄物の検査)

第十四条 当社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。

- 2 前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるとまのないときは、その限りでない。

第三章 証券及び在庫証明書